

知って安心!

認知症 ハートフルブック



● はじめに ●

認知症になっても住み慣れた地域で生活をしたいという願いは多くの方が持っています。
「認知症ハートフルブック」は、認知症に関して心配のある方や家族が「いつ、どこで、
 どんな医療や介護サービスなどを受けられるか」をわかりやすくまとめたものです。認知症
 の症状の進行に応じて、利用できるサービスなどが載っていますので、段階に応じてご利用
 いただけます。多くの皆様に活用していただけると幸いです。

■ 認知症になるとどうなるの？	P1
● 認知症の方や家族に対する支援の流れ(袋井市認知症ケアパス)	P3
■ 自分や家族が認知症かも?!と心配になったらどこに相談すればいいの？	P5
■ 袋井市ではどんな支援が受けられるの？	P6
■ 受診や治療はどんな医療機関で受けられるの？	P7
■ 住み慣れた地域で暮らしていくために利用できるサービスや支援	P10
■ 支え合い、悩みや不安を抱え込まないために	P13
■ 認知症になっても安心して暮らすことができる袋井市を目指して	P15
■ 金銭管理が心配...どうすればいいの？	P16
■ 車の運転について	P17

認知症になると どうなるの？



「認知症」とは、いろいろな原因で脳の細胞が損傷を受けたり、働きが悪くなることで、認知機能（記憶する、時・場所・人などを認識する、計算するなど）が低下し、日常生活や社会生活を送ることが困難になる状態のことで、通常の老化による物忘れとは違います。

おもな認知症の原因となる病気

アルツハイマー型認知症 (アルツハイマー病)	脳血管性認知症	レビー小体型認知症
脳内に異常なタンパク質がたまり、神経細胞が破壊され、徐々に脳の萎縮が起こります。	脳梗塞、脳出血などのために脳の細胞に酸素や栄養が行き渡らなくなって、その部分の神経細胞が破壊されます。	脳内に「レビー小体」という異常なタンパク質がたまり、神経細胞が破壊されます。
【症状と特徴】 軽い物忘れからはじまり、徐々に進行します。少し前の事を忘れてしまう、何度もモノをなくすといったことがあります。	【症状と特徴】 認知機能の低下が起こり、マヒやしびれ、ろれつが回らないなどの症状を伴うこともあります。	【症状と特徴】 記憶障害や、パーキンソン症状の他、実際には存在しないものが見える幻視などが特徴的な症状になります。

老化による物忘れ



- ・物忘れをしている自覚がある
- ・ヒントを与えると出来事を思い出す
- ・ご飯のメニューなど体験の一部を忘れる
- ・判断力の低下は見られない
- ・時間や場所、人との関係などは分かる
- ・性格に大きな変化はない

認知症



- ・物忘れの自覚がない
- ・ヒントを与えても出来事を思い出せない
- ・ご飯を食べたことなど体験したこと自体を忘れる
- ・判断力が低下する
- ・時間や場所、人との関係が分からなくなる
- ・性格が変わる

認知症の症状

認知症の症状には、脳の細胞が壊れることで働きが悪くなった結果おこる認知症本来の症状である「**中核症状**」と「**中核症状**」がもとになり、本人の心やからだの不調や周囲の環境などが関係して引き起こされる「**周辺症状**」があります。

主な 周辺症状

徘徊

外へ出て行き、そのまま家に戻れなくなる。

不潔行為

風呂に入らない、排せつ物を壁になすりつけるなど。

人格変化

穏やかな性格だった人が短気な性格に変わるなど別人のようになる。

妄想

大切な物を盗まれた、家族に見捨てられるなど事実でないことを事実と思いこむ。

中核症状

記憶障害

物事を覚えられなくなったり、覚えていたことを思い出せなくなる。

判断力障害

物事の真偽を判断することや筋道立った考え方ができなくなる。

失認・失語・失効

物事の認識や言葉・動作に障害が起こる。

見当識障害

時間や場所、やがては人との関係などが分からなくなる。

実行機能障害

計画を立てたり、その手順通りに実行したりすることが困難になる。

せん妄

意識障害の一種。落ち着きなく家の中をうろうろする、独り言をつぶやくなど。幻覚や妄想を伴うこともある。

暴力行為

自分の気持ちをうまく伝えられない不安や、感情をうまくコントロールできないために暴力行為におよぶ。

幻覚

見えないものが見えたり（幻視）、聞こえないものが聞こえたり（幻聴）する。

抑うつ

気分が落ち込み憂うつになる。表情も乏しくなり無気力になる。



「**周辺症状**」の中には、家族が対応に困ったり、介護負担につながる症状もあります。服薬や対応の仕方、適切な介護保険サービスの利用などで症状が落ち着く場合もあるので、家族だけで抱え込まずに関係機関に相談しましょう。

認知症の方や家族に対する支援の流れ

(袋井市認知症ケアパス)

要介護度めやす	自立▶▶	
認知症の 進行 支援の内容	軽 度	
	認知症の疑い	症状はあるが、日常生活は自立
行 動	早期診断・早期対応	
相談する	地域包括支援センター・総合相談窓口 認知症初期集中支援チーム ▶P6 認知症コールセンター 若年性認知症相談窓口	
医療を受ける	中東遠総合医療センター(認知症疾患医療センター) 袋井市立聖隷袋井市民病院(認知症外来) 磐田市立総合病院(認知症疾患医療センター) 身近な開業医 ▶P8～P9	
支援や サービスの利用 ※各サービスは、申請が必要です。 また、対象等異なりますので、 ご確認ください。	介護予防・日常生活支援総合事業 ▶P11 配食サービス ▶P12 緊急通報システム ▶P12	
見守り、支え合う	ふれあい・いきいきサロン ▶P13 見守りネットワーク ▶P13 認知症カフェ ▶P14 認知症サポーター養成講座 ▶P14	
権利を守る	消費生活センター ▶P16 日常生活自立支援事業 ▶P16	

「認知症ケアパス」とは、認知症の疑いから発症、進行とともに変化していく状態に応じて、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスが受けられるのかなど、支援の流れや内容の大まかな目安を示したものです。



要支援▶▶	要介護▶▶	
中 度	重 度	
誰かの見守りがあれば日常生活は自立	日常生活に手助け・介護が必要	常に介護が必要
地域で生活を支える	安らかな生活環境を整える	
▶ P 5		
▶ P 1 3		
▶ P 1 3		
	ケアマネジャー ▶ P 1 0	
▶ P 7		
▶ P 8		
▶ P 8		
精神科の病院 … 妄想や興奮などの症状が悪化した時など、入院治療にあたります。		
介護保険サービス	▶ P 1 0	
はいかい S O S ネットワーク	▶ P 1 1	
	要介護認定高齢者の障害者控除 ▶ P 1 2	
おむつ代の医療費控除	▶ P 1 2	
	在宅介護支援金 ▶ P 1 2	
	紙おむつ支給 ▶ P 1 2	
	家族会 ▶ P 1 3	
	成年後見制度 ▶ P 1 6	

自分や家族が 認知症かもと心配になったら どこに相談すればいいの？



地域包括支援センター

市が委託している機関で、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士などの専門職が相談に応じます。認知症以外にも高齢者の方やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、介護・福祉・保健・医療などさまざまな面から支援します。

保健師



主任ケアマネジャー



社会福祉士



担当地区	担当の 地域包括支援センター	設置場所
今井・三川・上山梨・下山梨 宇刈・袋井東二（村松）	袋井北部地域包括支援センター TEL 48-5335 FAX 48-5366	袋井市宇刈 850-1 特別養護老人ホーム明和苑内
袋井・川井・袋井西・方丈 袋井北・袋井北四町・袋井東一	袋井中部地域包括支援センター TEL 43-0326 FAX 43-0327	袋井市久能 2891 可睡門前ディサービスセンター内
駅前・高尾・高南・豊沢・愛野 田原	袋井南部地域包括支援センター TEL 42-7939 FAX 42-7970	袋井市高尾 783-4 袋井南コミュニティセンター南側
笠原・浅羽北・浅羽西・浅羽東 浅羽南	浅羽地域包括支援センター TEL 23-0780 FAX 23-0781	袋井市浅羽 4140 浅羽ディサービスセンター内

はーとふるプラザ袋井（総合健康センター）総合相談窓口

保健師、社会福祉士等の専門職が相談に応じます。必要に応じて、受診や介護保険の申請などのアドバイスをしたりサービスなどご紹介します。

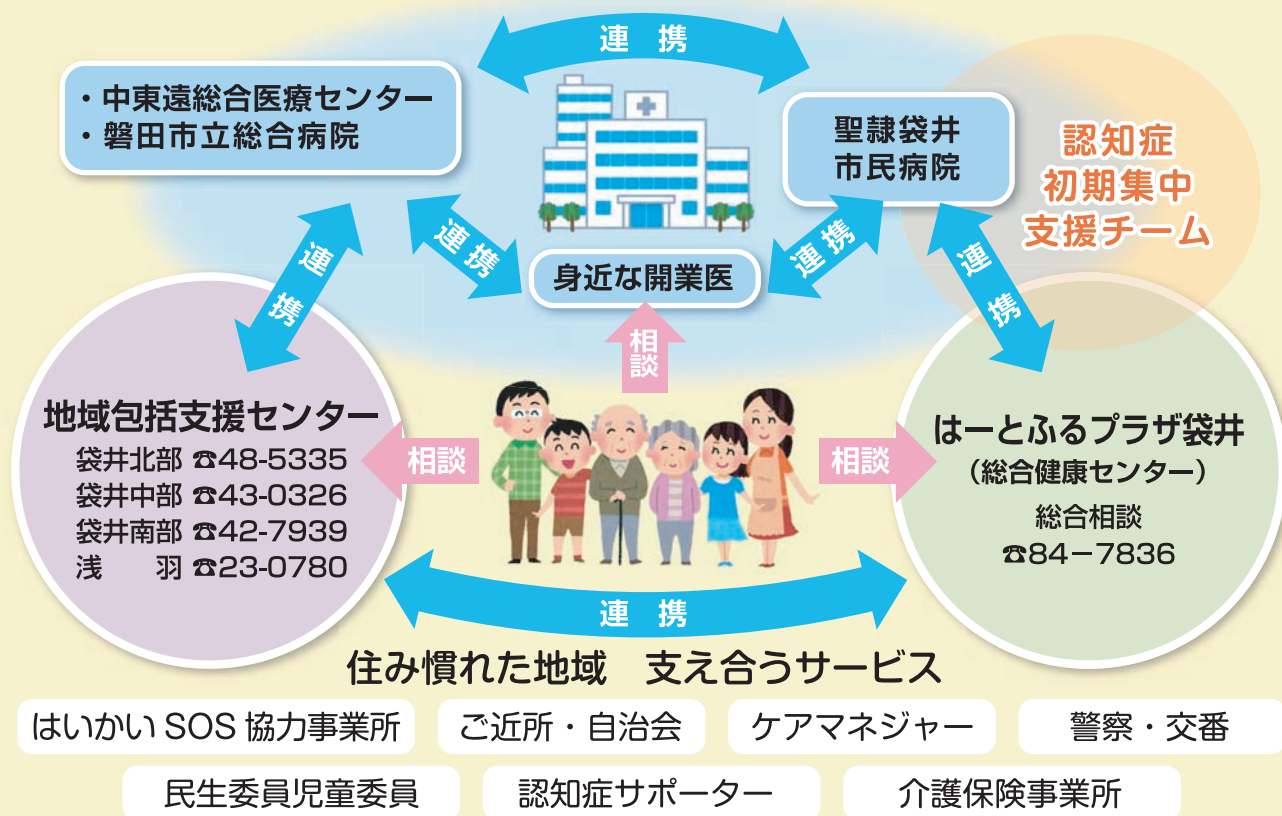


健康長寿課 地域包括ケア推進係 TEL 84-7836 FAX 84-7582

袋井市ではどんな支援が 受けられるの？

認知症サポート体制

袋井市では、このような体制で認知症の相談や受診・治療についてサポートします。



専門職によるチームで支援します！

認知症初期集中支援チーム

保健師などがチームを組んで、認知症が疑われる方や認知症の方及びその家族を受診につなげたり、医療やサービスの導入につなげるなどの支援を集中的に行います。



認知症地域支援推進員

はーとふるプラザ袋井と地域包括支援センターに配置しています。地域で認知症に関する相談や認知症の方や家族が暮らしやすい地域づくりなどを推進しています。主に次のような活動をしています。

- ・医療・介護等の支援ネットワーク構築
- ・認知症対応力向上のための支援
- ・相談支援・支援体制構築

受診や治療はどんな医療機関で受けられるの？



★早期発見、早期受診・診断、早期治療が必要なわけ

「認知症はどうせ治らないから、医療機関にかかっても仕方がない…」と考えていませんか？
認知症もほかの病気と同じように、症状の進行や悪化を抑えるために早期発見、早期受診・診断、早期治療が大切になります。

【早い時期に受診することのメリット】



発症の原因によっては、早い段階で治療を開始すれば治る病気の場合もあります。

※脳腫瘍、慢性硬膜下血腫、正常圧水頭症など



服薬など早期の対応をすることで、その後の症状の緩和や進行を遅らせることが期待できます。



今後の生活について考える事ができ、備えや話し合いを、余裕を持って進めることができます。

中東遠総合医療センター

認知症疾患医療センター：認知症専門医が診断を行います。

心理士、精神保健福祉士が心理検査を実施し、支援に向け、関係機関との調整を行います。

※かかりつけ医等からの紹介状及び事前予約が必要です。

問い合わせ先 地域医療支援センター 0537-28-8021（直通）

予約時間 平日 午前 8 時 15 分から午後 6 時まで

土曜日 午前 8 時 15 分から午後 0 時 30 分まで

- 1 回目 専門医療相談（心理士・精神保健福祉士担当）
- 2 回目 専門医による診察・採血・心理検査（心理士・精神保健福祉士担当）
- 3 回目 画像検査
- 4 回目 心理検査・面談（心理士・精神保健福祉士担当）
- 5 回目 専門医による診断、面談（心理士・精神保健福祉士担当）



かかりつけ医、地域包括支援センター（認知症地域支援推進員）、
ケアマネジャー等への情報提供



袋井市立聖隷袋井市民病院

認知症外来（毎週火曜日午後）：認知症サポート医が診断、治療等を行います。

※紹介状はなくても受診できますが、事前の予約が必要です。

かかりつけ医等からの紹介状がある場合は、初回受診時にお持ちください。

問い合わせ先 地域連携室 0538-41-2772（直通）

予 約 時 間 平日 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

1 回目の受診：専門医による診察、聞き取り調査、心理検査等（作業療法士担当）

2・3 回目の受診：心理検査（作業療法士担当）

4 回目の受診：画像検査（MRI）、治療・支援の方向性等の確立



かかりつけ医、地域包括支援センター（認知症地域支援推進員）、ケアマネジャー等への情報提供

磐田市立総合病院

認知症疾患医療センター：認知症専門医が診断を行います。

心理士が心理検査を実施し、支援に向け、関係機関との調整を行います。

※かかりつけ医等からの紹介状及び事前予約が必要です。

予 約 先 地域医療支援室 0538-38-5545（直通）

予 約 時 間 平日 午前 8 時 15 分から午後 6 時まで

土曜日 午前 9 時から午後 1 時まで

1 回目の受診：専門医による診察、面談・相談（看護師・精神保健福祉士担当）、心理検査等（心理士担当）

2 回目の受診：画像検査 場合により心理検査（心理士担当）

3 回目の受診：専門医による診断、面談・相談（看護師・精神保健福祉士担当）



かかりつけ医、地域包括支援センター（認知症地域支援推進員）、ケアマネジャー等への情報提供

※妄想や興奮などの症状が悪化した時など、必要に応じて精神科の病院へ紹介することもあります。

身近な開業医

医療機関によって対応内容が異なります。

①「軽度」「重度」問わず診断・治療・投薬を行う

②「軽度」のみ診断・治療・投薬を行う

③専門医を紹介し、診断・治療後の経過観察・投薬を行う

④認知症サポート医

（認知症サポート医とは、県が国立長寿医療センターに委託して実施されている所定の研修を受けた医師）

※定期的な受診をしている方のみ

- 定期的に受診をしているかかりつけ医や身近な開業医が、認知症について相談、診断・治療等を行います。
- 一覧表に掲載されていない医療機関につきましても、認知症についてご相談いただけたところもございます。

医療機関名(50音順)	診療科	①	②	③	④	住所	電話	備考
あかばね腎・泌尿器クリニック	泌尿器科・外科・腎臓内科・漢方内科		○	○	○	高尾1760-2	41-2960	
浅羽医院	内科・消化器内科・内分泌・糖尿病			○	○	浅羽1767-1	23-6320	
いしづか小児科・内科クリニック	小児科・内科		○	○		上山梨3丁目14-2	49-2099	

医療機関名(50音順)	診療科	①	②	③	④	住所	電話	備考
いしかわ医院	内科		○			浅羽1245-1	23-8888	
井原外科医院	外科・内科・皮膚科			○	○	三門町9-19	42-5601	
岩本外科医院	外科・肛門外科		○			諸井1154-1	23-6766	
小野クリニック	内科			○		堀越2丁目8-7	43-9833	
風の森こころのクリニック	心療内科・精神科		○	○		高尾1763-2	41-1111	要予約
神谷医院	内科・循環器内科			○		岡崎2369-1	23-4019	
からし種診療所	内科・泌尿器科・透析			○		萱間1305	30-7080	
城所医院	内科・消化器内科	○※	○			広岡1463-2	44-2323	
くればやし内科・循環器内科医院	内科・循環器内科・糖尿病内科		○	○		可睡の杜51-8	31-5123	
げんま内科・呼吸器内科クリニック	内科・呼吸器内科・アレルギー科・感染症科		○	○		豊沢1289-41	41-0055	
河野内科・消化器内科医院	内科・消化器内科・循環器科・呼吸器科			○		方丈3丁目7-9	42-2277	
小早川整形リウマチクリニック	整形外科・リウマチ科・リハビリテーション科・内科			○		久能1969	43-5800	
こひつじ診療所	精神科・心療内科	○		○		山崎5902-185	23-0660	要予約
志村内科医院	内科・呼吸器科	○※		○		久能1973-3	44-1159	
白木内科循環器クリニック	内科・循環器内科			○		高尾259-2	43-9555	
たなか循環器内科クリニック	内科・循環器内科		○	○	○	高尾1766-1	41-0810	
月見の里・消化器内視鏡クリニック	消化器外科・胃腸内科・肛門外科			○		上山梨1丁目3-4	48-5050	
徳永医院	内科・総合診療科・小児科・皮膚科		○	○		西同笠149-1	23-2017	
とりい痛みのクリニック	麻酔科(ペインクリニック)	○※				久能1971-4	45-1777	
永田内科・消化器科医院	内科・消化器科			○		川井856-9	43-2355	
ひろクリニック	内科			○		下山梨2070	48-5200	
袋井みづかわ病院	内科・リハビリテーション科	○※				友永1111	49-2211	
堀尾医院	外科・内科	○※		○		上山梨1482-8	48-5119	
溝口ファミリークリニック	内科・小児科	○※				浅岡45-1	23-8300	要事前予約
みつはし医院	人工透析外科・感染症・泌尿器科・訪問リハビリ			○		西田20-1	43-1231	
諸井医院	小児科・内科			○		堀越3丁目8-5	43-8611	
山名診療所	内科・循環器科・消化器科・リウマチ科		○	○		春岡588-1	49-1331	
渡辺整形外科	整形外科・リウマチ科・リハビリテーション科			○		堀越3-8-8	43-7111	

住み慣れた地域で 暮らしていくために 利用できるサービスや支援



介護保険について

認知症になっても住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けていくために、介護保険サービスなどを上手に利用することは、家族の介護負担の軽減だけでなく、生活のリズムが整ったり、認知症が進行しないようにするためにも大切です。

介護保険制度では、要介護状態や必要性に応じて様々なサービスが利用できます。介護保険のサービスを利用するには、要介護認定を受ける必要があります。

サービスの利用にあたっては、「ケアマネジャー」と相談し、介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。

申請

認定調査＋
主治医の意見書

審査・判定

認定・通知

ケアプラン
の作成

サービス
開始

たとえばこんなサービスが受けられます

通所介護（デイサービス）

施設に通って、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体の介護や家事の援助を行います。



通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関などで、リハビリテーション等を日帰りで行います。



訪問看護

医師の指示に基づいて、看護師などが自宅を訪問して症状の観察や、栄養面の管理や医療的なケアを行います。

訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が自宅を訪問し、生活行為向上のためのリハビリテーションを行います。

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

短期入所生活介護（ショートステイ）

介護者の病気や仕事、休息のために短期間宿泊し、介護を受けられます。

（看護）小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心に、「訪問介護」や「短期入所（ショートステイ）」など組み合わせて利用できます。



住宅改修・福祉用具貸与（レンタル）・購入

手すりや、段差解消などの住宅の改修費の一部助成や、車いすや介護用のベットなど福祉用具のレンタルや、ポータブルトイレ等の購入ができます。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の方が、介護職員の援助を受けながら家庭的な雰囲気の中、共同生活を送れます。

この他にも、様々なサービスがあります。

※要介護状態区分等に応じて利用できるサービスが異なる場合があります。利用者負担については原則サービス費用の1割負担となります。（一定以上の所得者は2割または3割負担となります）

保険課 介護保険係 TEL 44-3152 FAX 43-6285

介護予防・日常生活支援総合事業について

65 歳以上の方の介護予防と日常生活の自立を支援することを目的とした事業です。

★介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス

現行相当サービス
(訪問介護相当サービス)

基準緩和サービス
(訪問型サービス A)

住民主体サービス
(訪問型サービス B)

短期集中サービス
(訪問型サービス C)

通所型サービス

現行相当サービス
(通所介護相当サービス)

基準緩和サービス
(通所型サービス A)

短期集中サービス
(通所型サービス C)



【対象者】

- ・ 要支援 1・2 の認定を受けた方（要介護 1 以上の方も条件を満たせば利用可）
- ・ 基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方

健康長寿課 地域包括ケア推進係 TEL 84-7836 FAX 84-7582

★一般介護予防事業

- ◎「通いの場」(健康体操)
- ◎出前健康講座
- ◎地域活動サークル

【対象者】 65 歳以上の方すべて



健康長寿課 健康支援係 TEL 84-7811 FAX 84-7582

はいかい SOS ネットワーク

認知症等で徘徊し、搜索が必要な方を早期に発見できるように、協力事業所や自治会などが協力して、搜索する体制です。

徘徊する可能性の高い方は、事前に特徴などを登録できます。

登録された方には、行方不明になった際、衣類などに貼られたQRコードが読み取られると、保護者へ瞬時に発見通知メールが届く「あんしん見守りシール」を配布します。

また、賠償責任を負う事故などに備える「個人賠償責任保険事業」もご利用いただけます。



あんしん見守り



袋井市



AA0000

健康長寿課 地域包括ケア推進係 TEL 84-7836 FAX 84-7582



その他のサービス

在宅介護支援金

在宅介護している家族や本人の経済的な負担軽減のために支援金を支給しています。

要介護3・4・5になってから6ヶ月以上経過し90日以上在宅、介護保険料の滞納がないことが条件です。

※要介護3…5,000円/月 要介護4…7,000円/月 要介護5…10,000円/月を支給



要介護認定高齢者などの障害者控除

要介護認定や要支援認定を受けており、介護保険主治医意見書の内容が条件を満たす方などは、市が発行した認定書を提示のうえ、所得を申告すると、本人または家族が市県民税・所得税の障害者控除を受けることができる場合があります。

おむつ代の医療費控除

要介護認定や要支援認定を受けており、介護保険主治医意見書の内容が条件を満たす方などは、医師が作成した使用証明書または市が発行した確認書を添付すれば、確定申告でおむつ代が医療費控除として認められる場合があります。

保険課 介護保険係 TEL 44-3152 FAX 43-6285

配食サービス

買い物や調理が困難な65歳以上の高齢者等に昼食・夕食の配食サービスを行います。配食サービス利用料のうち市が1食290円を負担します。(所得制限等の条件あり)



緊急通報システム機器の貸与

在宅で65歳以上のひとり暮らし高齢者や、寝たきりの高齢者と同居する高齢者のみの世帯に緊急事態を伝えるための専用送信機を貸与します。

(通信時の電話料のみ自己負担、所得制限等の条件あり)

紙おむつ支給

在宅で3ヶ月以上寝たきりや認知症の症状により紙おむつが必要な状態である65歳以上の高齢者に紙おむつを支給します。(所得制限等の条件あり)

健康長寿課 地域包括ケア推進係 TEL 84-7836 FAX 84-7582

支え合い、悩みや不安を 抱え込まないために

認知症コールセンター

静岡県の相談窓口。認知症の方とその家族が抱える悩みや疑問を経験者が親身に悩みをお聴きします。(県が認知症と家族の会静岡県支部(すぎなの会)に委託している事業です。)

《相談日時》週4回(月・木・土・日)午前10時～午後3時 ※祝祭日及び年末年始12/29～1/3を除く
TEL 0120-123-921

若年性認知症相談窓口

静岡県の相談窓口。若年性認知症のことでお悩みの方に対し、若年性認知症支援コーディネーターが医療・福祉・就労等の総合的な支援を行います。
(県が静岡県社会福祉士会に委託している事業です。)

《相談日時》週3回(月・水・金)午前9時～午後4時 ※祝祭日及び年末年始12/29～1/3を除く
専用電話：054-252-9881

家族会「袋井市介護者ほほえみの会」

在宅や施設で介護をする家族が、介護について悩まず負担とせず『ほほえみ』合いながら、みんなで支えあって歩いていく会です。

袋井市社会福祉協議会 地域福祉係 TEL 43-3020

ふれあい・いきいきサロン

自治会などの小地域において、地域住民(ボランティア)と昼間一人きりや閉じこもりがちな高齢者が気軽に出掛け、レクリエーションや軽体操を通して、仲間づくりや生きがいづくりの場の提供をしていく活動です。

袋井市社会福祉協議会 地域福祉係 TEL 43-3020

見守りネットワーク

地域で高齢者などをさりげなく見守り、何か気がかりなことを感じたら、相談機関に連絡してその方を支えるネットワークです。

袋井市社会福祉協議会 地域福祉係
TEL 43-3020
各地域包括支援センター(P5)
健康長寿課 地域包括ケア推進係
TEL 84-7836

認知症カフェ

認知症の方や家族を含め誰でも気兼ねなく出かけていき、自由にすごしたり、専門職に相談できる場です。

詳細は下記までお問い合わせください。

健康長寿課 地域包括ケア推進係 TEL 84-7836 FAX 84-7582

地域包括支援センター（P5）

● はーとふるカフェ （市内全域）

日時：毎月第4火曜日
午後2時～午後4時
場所：はーとふるプラザ袋井
（市総合健康センター）
豊田舜次ウエルネスサロン



● 萬松カフェあゆみ （中部エリア）

日時：毎月第4日曜日
午前9時30分～午前11時30分
場所：特別養護老人ホーム
萬松の里デイサービスセンター



● オレンジカフェー歩 （浅羽エリア）

日時：毎週火曜日
午前9時30分～午前11時30分
場所：北原さん宅空き家
（浅羽 1142-43）



● かわせみカフェ （北部エリア）

日時：奇数月第2火曜日
午前9時30分～午前11時30分
場所：萱間公会堂



南部

● おしゃべりカフェ （南部エリア）

日時：毎月第3火曜日
午前9時30分～午前11時30分
場所：コミュニティセンター
（袋井南・豊沢・高南）
（田原農村総合管理センター）



認知症サポーターになりませんか？

地域で暮らす人や働く人が、認知症について正しく理解し、認知症の方や家族が困った時に手助けをしてくれることは、認知症の方や家族にとって、大きな支えになります。

認知症サポーターとは…

認知症に対して正しい知識を持ち、
認知症の方や家族を支える応援者のことです。

認知症サポーターになるには？

「認知症サポーター養成講座」を受講すると出来ます。
数人以上の受講者がいれば出前講座も行っております。



健康長寿課 地域包括ケア推進係 TEL 84-7836 FAX 84-7582
各地域包括支援センター（P5）

認知症になっても 安心して暮らすことができる 袋井市を目指して

一足先に認知症になった 私たちからすべての人たちへ

私たちは、認知症とともに暮らしています。
日々いろんなことが起き、
不安や心配はつきませんが、
いろいろな可能性があることも見えてきました。

一度きりしかない自分の人生をあきらめないで、
希望を持って自分らしく暮らし続けたい。
次に続く人たちが、
暗いトンネルに迷い込まずにもっと楽に、
いい人生を送ってほしい。

私たちは、自分たちの体験と意志をもとに
「認知症とともに生きる希望宣言」をします。

この宣言をスタートに、
自分も希望を持って暮らしていこうという人、
そしてよりよい社会を
一緒につくっていこうという
人の輪が広がることを願っています。



認知症とともに 生きる希望宣言

- 1 自分自身がとらわれている常識の殻を破り、
前を向いて生きていきます。
- 2 自分の力を活かして、
大切にしたい暮らしを続け、社会の一員として、
楽しみながらチャレンジしていきます。
- 3 私たち本人同士が、出会い、つながり、
生きる力をわき立たせ、元気に暮らしていきます。
- 4 自分の思いや希望を伝えながら、
味方になってくれる人たちを、
身近なまちで見つけ、一緒に歩んでいきます。
- 5 認知症とともに生きている体験や工夫を活かし、
暮らしやすいわがまちを一緒につくっていきます。



新しい未来を創る 一員になってみませんか？



～認知症とともに生きる人が希望の道を歩いていけるように～

チームオレンジとは、認知症の人とその家族も含めた地域住民で構成され、交流拠点を設けて1人ひとりがメンバーの一員として役割をもって参加する取り組みです。

メンバーの誰もが楽しみながら、役割を果たし、互いに支え合いながら、住み慣れた地域で誰かがいきいきと生活できるような取り組みを推進しています。

興味のある方は下記までお問合せください。

健康長寿課 地域包括ケア推進係 TEL 84-7836 FAX 84-7582

地域包括支援センター（P5）



金銭管理が心配… どうすればいいの？



袋井市消費生活センター

悪質商法や不当請求などの契約トラブル、商品の安全性など、消費生活に関する相談に応じます。

《相談日時》週4回(月・火・木・金) 午前9時15分～午後5時15分
産業未来課内 TEL 44-3174



成年後見制度

認知症などの理由で、判断能力が不十分な方に代わって、本人の権利を守る援助者（後見人等）を家庭裁判所が選ぶことで、本人の日常生活を法律的に支援する仕組みです。本人の判断能力の程度により、後見・保佐・補助の3種類があります。

「成年後見制度」について、どういう制度か聞いてみたいという方は、担当までお問い合わせください。

しあわせ推進課 家庭福祉係 TEL 44-3184
袋井市社会福祉協議会 生活支援係 TEL 44-0885
各地域包括支援センター（P5）

成年後見制度利用支援

身寄りのない65歳以上の認知症高齢者などのために、市長が後見・保佐・補助開始の審判の申し立てを行います。また、低所得者には、申し立て費用や後見人等の報酬を助成します。

しあわせ推進課 家庭福祉係 TEL 44-3184

日常生活自立支援事業

認知症の方など判断能力が不十分な方が地域において自立した生活をおくれるように、利用者と契約に基づき、福祉サービス等の利用援助等を行うものです。

- 福祉サービスに関する情報提供や必要な手続きのお手伝い
- 日常的金銭管理サービス
- 書類等の預かりサービス など

袋井市社会福祉協議会 地域福祉係 TEL 43-3020

車の運転や移動が 心配…



認知症が進行すると、思考力や判断能力が低下し、とっさの判断が難しくなってきます。

家族や医師等と相談し、事故を起こす前に、運転免許証の返納などについて早いうちから考えておく必要があります。

運転免許証の返納について

高齢などの理由により、運転免許証を有効期間内に自主的に返納することができます。返納手続きをされた方は、返納の手続き後5年以内に申請をすると、免許証サイズの「**運転経歴証明書**」の交付を受けることができます。

※運転免許証の更新を受けずに失効した方でも、失効後5年以内に申請すると「**運転経歴証明書**」の交付を受けることができます。

「運転経歴証明書」交付手数料の一部支給

65歳以上の高齢者が「運転免許証」を自主返納し「運転経歴証明書」の交付を受ける際に、交付手数料の一部（500円）を支給します。袋井警察署から「運転経歴証明書」の交付を受ける際に、「引換券」を受け取り、市役所1階受付まで「引換券」をお持ちください。

※引換有効期限は、引換券を受け取った日から1か月となります。

袋井市協働まちづくり課 交通政策係 TEL 44-3125

日常生活の中で移動手段として利用できるサービスがあります！

通院介助・外出支援

高齢者の通院や外出の付き添いをします。

◆ふくろいファミリー・サポート・センター

※サービスを利用するには、会員になる必要があります。

★入会金・・・1,000円

★自己負担・・・報酬実費（1時間あたり700～850円）、ガソリン代

★問合わせ先・・・ふくろいファミリー・サポート・センター

電話 44-3149（第2・第4水曜日休み）

◆袋井シニア支援センター ＊車椅子での移動をされる方もご利用いただけます。

★自己負担・・・報酬実費（1時間まで1,500円）、1時間以上15分単位で350円加算

★問合わせ先・・・袋井シニア支援センター 電話 45-0355（土・日曜日、祝日休み）

タクシー「運転免許証返納割引制度」

静岡県タクシー協会が行っているサービスです。

運転免許証を自ら返納された方で、65歳以上の方は、**タクシー運賃が1割引**になります。

ご利用の際は公安委員会発行の「**運転経歴証明書**」をドライバーに提示してください。

★問合わせ先 静岡県タクシー協会 電話 054-261-1401



高齢運転者支援ホットライン

次のような相談に対応します。

- ◆臨時適性検査の受検・医師の診断書提出命令通知が届いたけど、どうすればいいの？
- ◆免許を返納したら、診断書を提出しなくてもいいの？
- ◆認知機能検査や高齢者講習について聞きたいことがある。
- ◆運転に心配な方がいるけど、どうしたらいいの？

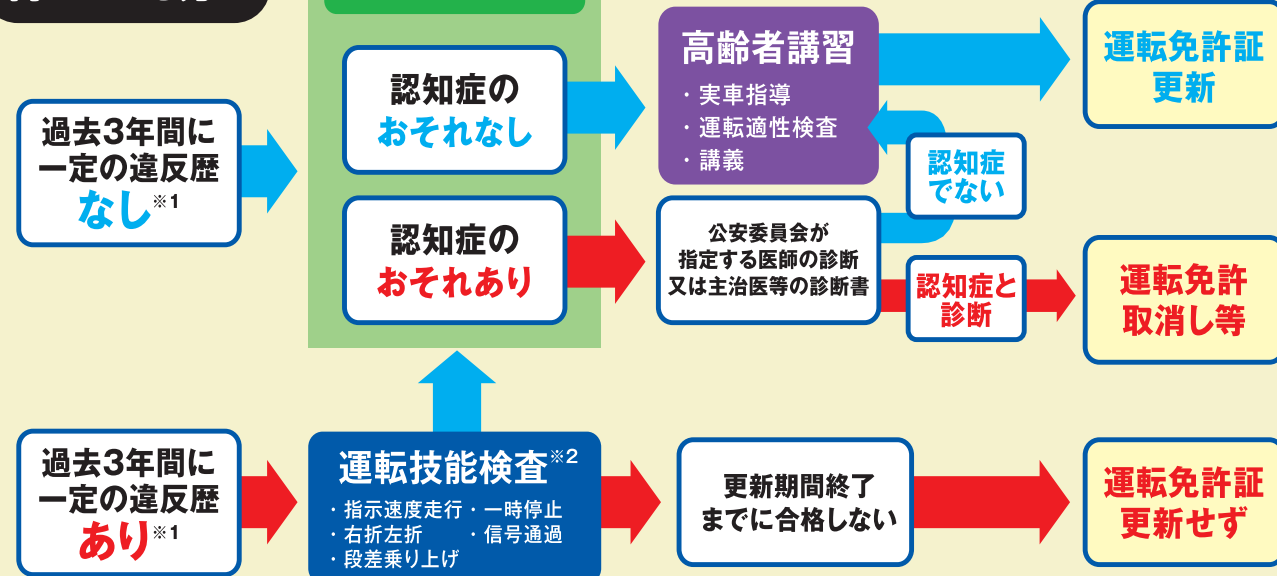
《相談日時》月～金曜日 ※土日、祝祭日及び年末年始12/29～1/3を除く
午前10時～午後5時 専用電話：054-250-2525

高齢者の運転免許証の更新制度が変わります(令和4年5月13日から)



対象：75歳以上
で運転免許を
持っている方

70歳から74歳までの方については、これまでどおり、
高齢者講習を受けて運転免許証の更新を受けること
になります。



※1 一定の違反として、信号無視など11種類の違反が定められています。

※2 不合格の際は再受検可能です。

(検査・講習の順序については、お住まいの都道府県によって異なる場合があります。)

運転技能検査

75歳以上で、過去3年間に信号無視などの一定の違反歴がある方(※1)は、運転技能検査(※2)に合格しなければ、運転免許証の更新を受けることができなくなります。

認知機能検査

認知機能検査が従来よりも簡素化されます。また、認知症でない旨の医師の診断書を提出した場合等には検査が免除されます。

高齢者講習

認知機能検査の結果にかかわらず、実車指導を含む2時間の講習に一元化されます。(普通自動車を運転することができる運転免許を保有していない方と運転技能検査の対象の方は実車指導が免除され、それぞれ1時間の講習となります。)

※1 普通自動車を運転することができる運転免許を保有している方に限ります。

※2 実際にコース内で車を運転し、一時停止、交差点の右左折などの課題を実施します。

(これらの検査・講習の代わりに、自動車教習所などが行う都道府県公安委員会認定の検査・教育を受けることもできます。)

書道作品

認知症

ハートフルブック

(グループホーム入所者の作品)



袋井市は、認知症になっても本人の意思が
尊重され、できる限り住み慣れた環境の中で
地域の一員として暮らし続けていける
社会の実現を目指します。

認知症ハートフルブック

発行：令和5年7月 第5版

発行者：袋井市総合健康センター 健康長寿課

住所：袋井市久能 2515-1 電話：0538-84-7836

E-mail：chiikihoukatsu@city.fukuroi.shizuoka.jp